

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に係る建物共済及び農機具共済の更新の申込期限の延長措置について

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に係る建物共済及び農機具共済の更新の申込期限の延長措置について、災害救助法が適用された市町村に対し、建物共済及び農機具共済に係る更新の申込期限を延長します。

適用対象

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被災された方（建物共済及び農機具共済の共済関係の存する者。以下同じ）で、避難等により建物共済及び農機具共済に係る更新の申込期限までに加入申込書等の提出等が困難な方を対象とします。

適用市町村

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町

延長期間

建物共済及び農機具共済に係る共済責任期間が令和7年12月8日から令和8年3月7日までに満了するものの更新の申込みの期限は、令和8年3月8日までとします。

施行等

令和7年12月8日から適用し、任意共済は令和8年3月9日に失効とします。